

業務委託契約書（案）

- 1 件 名 香芝市 I C T 支援員業務委託
- 2 履行場所 (1) 香芝市教育委員会
(2) 香芝市立小学校（10校）
(3) 香芝市立中学校（4校）
- 3 契約期間 契約締結日から令和11年12月27日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17、香芝市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第30号）第2条第4号ロの規定による長期継続契約）
※ 契約締結日から令和9年1月3日までは委託業務履行のための準備期間とし、令和9年1月4日から学校訪問を開始すること。準備期間にかかる費用等は、受注者の負担とし契約金額に含むこと。ただし、学校訪問に関しては、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する日以外の日を基本とするが、発注者が指定する日及び学校行事がある日は別途協議により決定すること。
- 4 契約金額 執行予定総額 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
月額 金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
ただし、年度別執行予定内訳は、次のとおりとする。
令和8年度分（契約締結日から令和9年3月31日まで）
金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
令和9年度分（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）
金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
令和10年度分（令和10年4月1日から令和11年3月31日まで）
金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
令和11年度分（令和11年4月1日から令和11年12月27日まで）
金 円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円）
※ 委託者は、翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

※ 消費税法等の改正により税率が変更になった場合には、変更後の税率により消費税及び地方消費税額を計算するものとする。

5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
 香芝市
 市長 三 橋 和 史

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙香芝市ICT支援員業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令及び香芝市情報セキュリティポリシーを遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の契約期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、法令及びこの契約に反しない範囲において、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の主任者若しくは主任技術者（以下「受注者の主任者等」という。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任者等は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、委託業務にて作成・変更・修正されるドキュメント等をデータベースに登録し、他の自治体の支援やICT支援員の育成に活用することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の履行保証保険を締結する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同

項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(法令上の責任)

第5条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、委託業務の履行状況について、随時に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が特に監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する委託業務を完了させるための受注者又は受注者の主任者等に対する委託業務に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任者等との協議
- (4) 委託業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

(主任者等に関する措置請求)

第9条 発注者は、受注者の使用人又は従業員（以下「受注者の使用人等」という。）又は

第4条の規定により受注者から委託業務を委任され、若しくは請け負った者が委託業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から起算して10日以内にその結果を発注者に通知しなければならない。

(受注者の使用人等に対する補償)

- 第10条 受注者の使用人等が、委託業務の履行に当たり、事故等により、負傷し、又は死亡することがあっても、発注者の責めに帰すべき事由がない限り、発注者はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(検査)

- 第11条 発注者による委託業務の給付の検査は、受注者からの勤務状況、小中学校別の訪問日、支援内容等をまとめた月次報告書の提出があった日から10日以内に行うものとする。なお、受注者の月次報告書の提出は、翌月20日までに発注者に提出するものとする。
- 2 発注者が受注者のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、発注者は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、発注者が受注者から是正又は改善をした給付を終了したとして月次報告書の再度の提出を受けた日から10日以内とする。
- 3 検査は、香芝市会計規則（昭和59年規則第6号）その他の法令に定めるところにより行う。

(契約代金の支払)

- 第12条 受注者は、前条の検査に合格し、その実施した委託業務について発注者の完了確認を受けた後、業務委託料の支払いを発注者に対して請求することができる。
- 2 受注者は、契約金額の月額を請求するものとする。
- 3 発注者は、前2項の規定により受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(履行遅滞における遅延利息等)

- 第13条 受注者は、発注者の責に帰する事由により、前条第3項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、発注者に対して未受領の契約代金につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約内容の変更等)

- 第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、契約内容の変更又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、双方が記名押印した書面によって定めるものとする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、修補又は代替物の引渡し若しくは不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- (1) 発注者が履行の追完をすることが不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても受注者が履行の追完をする見込みがないことが明らかであるとき。

(危険負担)

- 第16条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 発注者及び受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了等の後においても同様とする。
- 2 前項の規定は、事前に相手方からの書面による承諾を受けた場合、法令により開示が義務づけられている場合又は権限ある官公署からの指示若しくは命令に基づく場合は、適用しないものとする。

(個人情報の保護)

- 第18条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令等に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告義務等)

第19条 受注者は、この契約の履行において事故が発生したときは、直ちにその旨を発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 発注者は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項について公表することができる。

(調査)

第20条 発注者は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。この場合において、受注者は、これを拒んではならない。

(監査)

第21条 発注者は、委託業務の履行に関し必要があると認めるときは、定期又は随時の監査を行うことができる。

2 受注者は、前項の監査に協力し、発注者の求めに応じ必要な情報を提供しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第22条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がその責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所

の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。以下同じ。)に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(談合等不正行為による解除)

第25条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(損害賠償)

第26条 受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受注者の故意又は過失によ

って発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 第23条第2項及び第3項の規定は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定は、第24条第2項、及び前条第2項の規定に準用する。
- 4 発注者は、前3条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しない。

(受注者の解除権)

第27条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、発注者と協議の上、この契約を解除することができる。
 - (1) 第14条第1項の規定により、発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第14条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少するとき。
- 3 発注者は、前2項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第28条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第29条 契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(長期継続契約)

第30条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

- 2 発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、受注者の合意を得ることなく当該契約を変更又は解除することができる。

(管轄裁判所)

第 3 1 条 発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第 3 2 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第 3 3 条 この契約に定めがない事項又はこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第10 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の一部を第三者
(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を
いう。)である場合も含む。)に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託
を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するも
のとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再
委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及
び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなけ
ればならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるととも
に、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものと
する。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を
管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなけれ
ばならない。

(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況
を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は
受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報(記録された資料等を、この契約の完了
後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示
したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要が
なくなったときは、速やかかつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及
びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若
しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受
注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生
ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発
防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、

発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

- 2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。